

福県医発第1892号(地)

平成25年11月 2日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬品食品局安全対策課より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うために使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」）を使用中に、トラキマスクがずれ、気管切開チューブのコネクタ口がトラキマスクにより塞がれたため、患者は呼吸ができない状態となりチアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されたことを受け、厚生労働省医薬品食品局安全対策課より、トラキマスクを取り扱う製造販売業者に対し、別添のとおり使用上の注意の改訂が指示されました。

つきましては、トラキマスクを使用する際には下記の点にご留意いただきますよう貴会におかれましてもご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしく願います。

記

患者の体動や固定状態などによりトラキマスクの装着位置にずれが生じた場合、気管切開チューブのコネクタ口を塞ぎ、呼吸困難となるおそれがあるため注意するとともに、リスクを考慮してトラキマスクの使用を検討する事。

また、トラキマスクを使用する際は、患者の状態に応じて生体情報モニタを併用すること。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(法安 66)

平成 25 年 10 月 2 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事

高杉 敬



気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

今般、気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うために使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」）を使用中に、トラキマスクがずれ、気管切開チューブのコネクタ口がトラキマスクにより塞がれたため、患者は呼吸ができない状態となり、チアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されたことを受け、厚生労働省医薬食品局安全対策課より、トラキマスクを取り扱う製造販売業者に対し、別添のとおり使用上の注意の改訂を指示した旨、本会宛て連絡がありました。

つきましては、トラキマスクを使用する際には下記の点にご留意いただきますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

・患者の体動や固定状態などによりトラキマスクの装着位置にずれが生じた場合、気管切開チューブのコネクタ口を塞ぎ、呼吸困難となるおそれがあるため注意するとともに、リスクを考慮してトラキマスクの使用を検討すること。

また、トラキマスクを使用する際は、患者の状態に応じて生体情報モニタを併用すること。

以上





平成 25 年 9 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、お知らせします。



薬食機発 0920 第 1 号
薬食安発 0920 第 5 号
平成 25 年 9 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うために使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」という。）を使用中に、トラキマスクがずれ、気管切開チューブのコネクタロがトラキマスクにより塞がれたため、患者は呼吸ができない状態となり、チアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されています。

トラキマスクのずれによる気管切開チューブの閉塞については、同構造製品に共通して起こり得ることから、今般、トラキマスクを取り扱う製造販売業者に対し、別添のとおり使用上の注意の改訂を指示しましたので、お知らせします。

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディアナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。

以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス <http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

（問合せ先）

厚生労働省医薬食品局安全対策課

TEL:03-5253-1111（内線 2751, 2758）

薬食機発 0920 第 2 号
薬食安発 0920 第 6 号
平成 25 年 9 月 20 日

(別記 1) 代表者 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

気管切開用マスクに係る使用上の注意の改訂について

気管切開チューブを装着中の自発呼吸のある患者に対し、酸素等の供給を行うために使用する気管切開用マスク（以下「トラキマスク」という。）を使用中に、トラキマスクがずれ、気管切開チューブを閉塞させたことにより、患者は呼吸ができない状態となり、チアノーゼ症状を認めたとの事例が報告されています。

ついては、貴社の製造販売するトラキマスクについて、下記のとおり使用上の注意を改訂するとともに、医療機関等への情報提供の徹底をお願いします。

記

1. トラキマスクの添付文書の【警告】欄に、以下の内容を記載すること。

患者の体動や固定状態などにより本品の装着位置にずれが生じた場合、気管切開チューブのコネクタ口を塞ぎ、呼吸困難となるおそれがあるため注意するとともに、リスクを考慮して本品の使用を検討すること。

また、本品を使用する際は、患者の状態に応じて生体情報モニタを併用すること。

2. 上記1に従い改訂した添付文書を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に掲載すること。
3. 上記1及び2の対応ならびに添付文書の改訂内容について医療機関等に情報提供した状況について、平成25年10月20日（本通知発出の1か月後）までに、総合機構安全第一部医療機器安全課宛てに報告すること。
4. 認証又は承認申請中のトラキマスクについては、申請者は、添付文書（案）について同様の修正を行う旨を申請先の登録認証機関又は総合機構に申し出ること。

(別記1)

アトムメディカル株式会社

株式会社インターメドジャパン

エム・シー・メディカル株式会社

スミスメディカル・ジャパン株式会社

テレフレックスメディカルジャパン株式会社

中村医科工業株式会社

日本メディカルネクスト株式会社

株式会社フジメディカル